

## 処 分 基 準

年 月 日作成

|  |
|--|
| 法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法  |
| 根 拠 条 項：第9条の11第2項  |
| 処 分 の 概 要：練習用備付け銃に係る打刻命令   |
| 原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）  |
| 法 令 の 定 め：<br>銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第3項（番号又は記号の打刻）、同第9条の11第2項<br>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令） |
| 処 分 基 準：<br>銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。                 |
| 問 い 合 わ せ 先：   |
| 備 考：   |